

## 2020年度（2021年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	63,670	保 険 契 約 準 備 金	7,380,511
預 貯 金	63,670	支 払 備 金	64,135
有 価 証 券	9,209,345	責 任 準 備 金	7,248,380
国 債	8,040,882	契 約 者 配 当 準 備 金	67,996
地 方 債	44,051	代 理 店 借	6,282
社 債	486,161	再 保 険 借	1,980
株 式	215	そ の 他 負 債	1,669,995
外 国 証 券	491,873	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,509,051
そ の 他 の 証 券	146,161	借 入 金	100,000
貸 付 金	95,012	未 払 法 人 税 等	6,865
保 険 約 款 貸 付	95,012	未 払 金	934
有 形 固 定 資 産	1,023	未 払 費 用	10,242
建 物	379	前 受 収 益	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	644	預 り 金	162
無 形 固 定 資 産	4,924	預 り 保 証 金	2
ソ フ ト ウ ェ ア	4,896	金 融 派 生 商 品	39,864
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	27	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	1,674
代 理 店 貸	304	リ ー ス 債 務	152
再 保 険 貸	1,250	仮 受 金	1,044
そ の 他 資 産	116,975	退 職 給 付 引 当 金	8,402
未 収 金	63,989	特 別 法 上 の 準 備 金	17,069
前 払 費 用	9,044	価 格 変 動 準 備 金	17,069
未 収 収 益	15,941	繰 延 税 金 負 債	19,251
預 託 金	1,158	負 債 の 部 合 計	9,103,494
金 融 派 生 商 品	26,756	（ 純 資 産 の 部 ）	
仮 払 金	84	資 本 金	55,000
貸 倒 引 当 金	△ 694	資 本 剰 余 金	41,860
		資 本 準 備 金	41,860
		利 益 剰 余 金	108,204
		利 益 準 備 金	13,140
		そ の 他 利 益 剰 余 金	95,064
		繰 越 利 益 剰 余 金	95,064
		株 主 資 本 合 計	205,064
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	177,454
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5,798
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	183,253
		純 資 産 の 部 合 計	388,317
資 産 の 部 合 計	9,491,812	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,491,812

(注) 1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりとしています。

① 売買目的有価証券の評価は時価法によっています。また、売却原価は移動平均法に基づいて算定しています。

② 満期保有目的の債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっています。

③ 業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券の評価は移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっています。

なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 2,194,898 百万円、時価は 2,082,308 百万円です。

また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は次のとおりです。

資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「個人保険（無配当・利差回払）の責任準備金の一部分」を小区分として設定し、当該小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっています。

当事業年度より、資産・負債総合管理（ALM）推進の観点から、個人保険（無配当・利差回払）小区分の責任準備金のデュレーションの算出対象とするキャッシュフローの年限を見直しております。この変更による損益への影響はありません。

④ 子会社株式および関連会社株式の評価は移動平均法に基づく原価法によっています。

⑤ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は事業年度末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価は移動平均法に基づいて算定しています。

⑥ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は移動平均法に基づく原価法によっています。

(2) デリバティブ取引の評価は時価法によっています。

(3) 有形固定資産の減価償却は次の方法によっています。

① リース資産以外  
定額法を採用しています。

② リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 無形固定資産のうちソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法を採用しています。

(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。

(6) 貸倒引当金は資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、個別債権毎に回収可能性を査定のうえ回収可能性に重大な懸念があると判断した金額を計上し、その他の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。

すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っています。

(7) 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。

退職給付見込額および退職給付費用の処理方法は次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準を採用しています。

数理計算上の差異の処理年数 5年

(8) 価格変動準備金は保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しています。

(9) ヘッジ会計の方法は次のとおりです。

① 金利関係

保険契約に付随して発生する金利の変動リスクを軽減するため、多数の金融資産と保険負債を同時に評価・分析し、リスクをコントロールする資産・負債総合管理（ALM）を実施しています。この管理のために利用している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日 日本公認会計士協会）に基づく繰延ヘッジ処理を行っています。なお、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。

② 為替関係

外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引の一部については、繰延ヘッジ処理または時価ヘッジ処理、通貨スワップ取引については、振当処理を行っています。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。

(10) 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、事業費は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものは発生事業年度に費用処理しています。

(11) 責任準備金は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき積み立てており、未経過保険料、保険料積立金、危険準備金により構成されております。

なお、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に対する責任準備金は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておりません。

未経過保険料は、保険契約に定めた保険期間のうち、決算期においてまだ経過していない期間に対応する責任に相当する金額を積み立てております。

保険料積立金は、次の方式により計算しています。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、1999年5月2日以後2003年2月1日までに締結された5年ごと利差配当付個人年金保険（一時払）契約について、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、責任準備金75百万円を追加して積み立てています。

危険準備金は、保険契約に基づく債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて、保険業法にしたがって積み立てております。

(12) 支払備金は、保険業法第117条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金、返戻金およびその他の給付金のうち、まだ支払っていない金額を積み立てております。なお、保険契約が再保険に付されている場合、再保険が付された部分に相当する支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておりません。

2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

生命保険会社の資産運用においては、負債である保険契約の性格を十分に把握し、有価証券等の資産と保険契約という負債を総合的に管理する資産・負債総合管理（ALM）が重要であり、こうした観点から、当社では、有価証券等の資産と保険契約という負債を時価評価して、その差額である剰余が将来の金利変動等によって受ける影響を定量的に評価・分析し、その適切なコントロールを通じて、安定的な収益を確保することを運用の基本としています。

具体的には、超長期債券を中心とした運用資産を構成し、金利スワップ取引等を併用して保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、信用リスクをとる運用も行い、安定的な剰余の価値（運用資産

価値（保険負債価値）の拡大を目指しています。また、外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減することを目的として、為替予約取引等も活用しています。

資産運用に関わるリスクには、市場リスク、信用リスク等がありますが、当社ではリスク管理部が一元的にこれらのリスク管理を行っています。上限リスク量により管理する資産運用リスクの状況は、定期的に資産運用リスク管理の担当役員等に報告しています。また、信用リスクについては、リスク量および与信の状況等を定期的にモニタリングし、管理を行っています。主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金	63,670	63,670	—
有価証券	9,073,024	9,596,024	522,999
売買目的有価証券	159,816	159,816	—
満期保有目的の債券	4,946,355	5,581,945	635,590
責任準備金対応債券	2,194,898	2,082,308	△112,590
その他有価証券	1,771,954	1,771,954	—
資産計	9,136,695	9,659,695	522,999
債券貸借取引受入担保金	1,509,051	1,509,051	—
負債計	1,509,051	1,509,051	—
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5,952)	(5,952)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,155)	(7,155)	—
デリバティブ取引計	(13,107)	(13,107)	—

(\*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しています。

金融商品の時価の算定方法は次のとおりです。

(1) 資産

現金及び預貯金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額を時価としています。

有価証券の時価については、事業年度末日の市場価格等によっています。

(2) 負債

債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額を時価としています。

(3) デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、公表されている市場金利と評価日の為替レートを基準として算出した理論価格によっています。

金利スワップ取引の時価については、事業年度末日現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しています。

株価指数オプション取引の時価については、外部情報ベンダーから入手した価格によっています。

なお、通貨スワップ取引の振当処理によるものは、ヘッジ対象の有価証券（満期保有目的の債券）と一体として処理しているため、その時価は当該有価証券の時価に含めています。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

(1) 非上場株式および関係会社株式等（貸借対照表計上額 136,320 百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(2) 保険約款貸付（貸借対照表計上額 95,012 百万円）については、当該貸付を解約返戻金の範囲に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、合理的に将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしていません。

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は1,669,115百万円です。
4. 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる延滞債権額は0百万円であり、破綻先債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権はありません。
5. 有形固定資産の減価償却累計額は2,086百万円です。
6. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は168,341百万円です。なお、負債の額も同額です。
7. 関係会社に対する金銭債権総額は7百万円、金銭債務総額は352百万円です。
8. 繰延税金資産の総額は57,303百万円、繰延税金負債の総額は76,555百万円です。なお、繰延税金資産の総額の算出にあたって、評価性引当額245百万円を控除しています。繰延税金資産の主な発生原因別内訳は保険契約準備金損金算入限度超過額35,888百万円、無形固定資産の損金算入限度超過額5,187百万円、価格変動準備金4,779百万円です。繰延税金負債の主な発生原因別内訳はその他有価証券評価差額金69,010百万円、繰延ヘッジ利益6,876百万円です。  
 当事業年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は受取配当の益金不算入額△1.5%です。
9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。
 

当事業年度期首現在高	78,272百万円
当事業年度契約者配当金支払額	2,543百万円
利息による増加等	2百万円
契約者配当準備金戻入額	7,734百万円
当事業年度末現在高	67,996百万円
10. 関係会社株式の額は128,126百万円です。
11. 担保に供されている資産は有価証券14,064百万円です。
12. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の額は207百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の額は3,378百万円です。
13. 1株当たりの純資産額は242,698円49銭です。
14. ストック・オプションに関する事項は次のとおりです。
  - (1) ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額および科目名  
 事業費 39百万円
  - (2) ストック・オプションの内容  
 当社の親会社である東京海上ホールディングス株式会社より、当社の取締役および執行役員に対して株式報酬型ストック・オプションが付与されており、当社は自社負担額のうち当事業年度末までに発生した額を報酬費用として計上しています。
15. 借入金は他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。
16. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は9,907百万円です。なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しています。
17. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。